

公益信託「愛・地球博記念社会貢献活動支援基金」(仮称)

基金サポート事業委任実施要領(案)

(通則)

第1 本サポート事業とは、平成19年度に許可予定の標記公益信託(別紙1)において受託者(基金事務局)からの委任契約に基づき、本公益信託の助成申請を行う団体・グループへの申請関連の相談業務、助成先からの活動報告支援業務及び基金事務局支援業務等を行い、本公益信託の目指す愛・地球博の理念を継承した市民参加型の社会貢献活動の助成事業の円滑な運営を目的とします。また、受託者に本公益信託の改善提言を行うことにより、市民参加型のより良い基金運営への寄与も併せて目的とします。

なお、本事業の実施にあたっては、本公益信託の主務官庁からの引受許可及び愛知県と受託者間の公益信託契約締結が前提となり、この要領に定めるところにより、本公益信託受託者と委任契約を締結することとなります。

平成19年5月現在の本公益信託受託予定者：三菱UFJ信託銀行株式会社

(事業の内容)

第2 委任先は、次の業務を行います。(業務の再委任は不可とします)

1 助成申請に関する相談対応業務

1名以上の職員が所属する団体の事務所等にて、団体やグループからの本公益信託の助成申請に関わる電話相談等に対して適切な助言を行います。

相談日数：募集期間(年間2回・60日予定)、1日実働6時間以上を基本とします。

助言内容：助成申請方法の詳細、対象範囲の照会、申請書の記入方法、事業費の積算方法等を想定。

相談方法：電話、Eメール、郵便、面談を想定。

相談拠点：募集期間中「あいち NPO 交流プラザ」内に開設予定。

名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号 東大手庁舎 1 階

専用電話回線を期間中設置予定。

2 助成申請に関する説明会業務

2 名以上の職員を受託者の開催する説明会場等に派遣し、団体やグループに対して助成申請方法等に関する説明・質疑を年間 4 回以上実施します。うち 2 回以上は、名古屋市以外の場所に出張して開催することとします。(各実働 6 時間)

3 助成申請書のチェック業務

申請書に記入もれ・ミスがないか 1 次チェックを行い、申請者に適宜連絡を行い、修正再提出分とともに受託者に引き渡します。審査業務は担当しません。

また、申請者一覧表を EXCEL にて作成します。(様式現状未定)

(審査は、学識経験者等からなる公益信託の運営委員会により行われます。)

申請件数は、他県の同様の公益信託の事例を勘案して年間約 6 5 0 件程度を想定しています。(前期 5 3 5 件、後期 1 1 5 件。それぞれ最長 1 4 日間及び 4 日間程度で対応)。

助成申請書の内容は未定ですが、案を参考までに添付します。(別紙 2)

4 公開審査会の開催支援業務

「初期活動」以外の 1 次選考通過申請者に対して、名古屋市内の会場で公開

にてプレゼンテーション方式による審査会を受託者にて開催予定です。2名以上の職員及び8名程度のアルバイトを募集・派遣して、受託者の運営を支援します。(年1回2日・実働8時間)

5 活動報告会の開催等支援業務

「初期活動」以外の助成受給者に対して、名古屋市内の会場で公開にて活動実績報告会を受託者にて開催予定です。2名以上の職員を派遣して、受託者の運営を支援します。(年1回1日・実働8時間)

また、助成受給者の活動報告書の概要報告の1次取りまとめ作成業務およびを予定しています。他に助成受給者の評価書書式の案の作成業務を予定しています。(なお、助成資金使途の確認・活動報告書・評価書の最終取りまとめは受託者が行います。)

(年1回作成・10日以上・実働4時間以上・様式枚数等現状未定)

活動報告書の内容は未定ですが、案を参考までに添付します。(別紙3)

6 基金運営に対する助言業務

本公益信託の助成事業に対して、上記活動等を通じて得られた適正な事業運営を図るための助言・提案を受託者に対して行います。(年1回以上報告書提出・様式枚数等現状未定)

7 本公益信託のホームページの管理・運営業務

本公益信託のホームページの制作・運営管理業務を行います。

8 委任先が提案した企画業務

本公益信託の市民への認知度向上や本公益信託を活用したNPO活動活性化を図る活動を実施するなど、委任先の企画提案した業務を実施します。

(委任期間)

第3 委任期間は4月1日から3月31日までを基本としますが、平成19年度は本委任契約締結日から平成20年3月31日までとします。委任契約期間は1年間としますが、更新は妨げません。詳細は、別途事務委任契約書にて定めます。

(委任金額)

第4 委任金額のうち、人件費の上限は4,200,000円(消費税等込み)とします。(本公益信託の信託財産から受託者により支払われます)

委任業務に関わる物件費等費用は、本公益信託の信託財産から受託者による査定後、実費払いとします。

(例)相談期間中の臨時電話回線設置、通話料、申請書・配布資料等のコピー費・印刷費、上記の交通費、郵便費、本公益信託のホームページ立ち上げ費・運営費等を想定。

(委任の方法)

第5 県内NPO法人からの募集により広く企画提案を募り、委託者の愛知県の助言を基に受託予定者にて最も優れた企画提案として選定された団体と本公益信託許可・公益信託契約締結後に受託者(信託銀行)との間で委任契約を締結する予定です。

(応募者の資格)

第6 応募者は、以下の条件を全て満たす者であること。

愛知県内に主たる事務所を有し、自らNPO活動を行っている特定非営利活動法人であること。

定款に特定非営利活動促進法に定める活動中の「前各号に掲げる活動を行う団

体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を定める団体であり、過去にNPO活動に関する助言又は援助の活動の実績を有する者であること。特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法に基づく各種提出書類を適法に所轄庁に提出している者であること。

なお、上記条件を満たすNPO法人同士による協働事業体による応募も可。企画提案書に協働事業体のうち今後の契約主体となるNPO法人代表者の記名・押印をすること。

(説明会の開催)

第7 企画提案書の提出を希望する者を対象に、下記のとおり受託予定者主催の説明会を開催します。

(1) 日時 平成19年6月12日(火)午後6時から午後7時まで

(2) 場所 あいちNPO交流プラザC会議室

名古屋市中区三の丸3丁目2番1号 愛知県東大手庁舎1階

(応募の手続き)

第8 応募者は以下により企画提案書を作成し、郵送により提出してください。

なお、FAXによる提出は不可です。

(1) 書式 別途指定する様式(同様式に基づきワープロソフトによる作成可
ただし、法人代表者印の押印要)

(2) 提出期限 平成19年7月4日(水)当日消印有効

(3) 提出場所 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目21-24

三菱UFJ信託銀行名古屋法人営業部第3グループ担当 宛

三菱東京UFJ銀行とは異なる法人なので誤送付のないよ

う十分にご注意下さい

(4) その他

企画提案書及び審査ヒアリングに必要な費用は各提出者の負担とします。

提出された各企画提案書は返還しません。

(提案の審査及び委任先の内定)

第9 提出のあった企画提案の中から、受託予定者が委託者（愛知県）の意見を聴取したうえ、最優秀提案を1点選定し、その提案者を内定者とします。本公益信託が主務官庁の許可後、委託者（愛知県）及び受託者間で公益信託契約締結後に、内定者と受託者の間で委任契約を締結します。なお、選定にあたっては、次の審査基準を基に、企画提案書の審査の他、応募者（応募団体の責任者）へのヒアリングを受託予定者により実施し、総合的に評価をします。

企画提案内容の的確性

NPO支援業務の実績

自治体等からの事業受託実績、補助金・助成金の受給実績

事業遂行能力（担当職員の相談等の実績等）

本事業実施にあたっての基本的考え方

本公益信託の市民への周知・制度活用したNPO活性化に関する企画提案

今後のNPO法人支援業務に関する事業計画（本サポート事業を除く）

事業費積算（人件費＋物件費等の概要積算）

NPO法人としてのアカウントビリティー能力・実績

個人情報保護法対応等のコンプライアンス取組状況

愛知県内のNPO活動の現状認識

その他

(受任者の制限事項)

第10 本サポート事業の委任期間中は、次の活動を自粛して頂きます。

本公益信託における助成金の申請

本公益信託の助成事業に関するコンサルティング手数料の收受

(委任料の支払等)

第11 委任料の支払方法については、受託者と委任先との協議により決定します。

なお、契約保証金は不要です。

(報告調査)

第12 委任者は、受任者に対し委任業務の処理状況について報告若しくは資料の提出を求め又は適宜調査をできることとします。

(実施細則)

第13 この要領の実施に関し必要な事項は別途定めます。

以上

(注意事項) この事業は、本公益信託の主務官庁による許可を前提に募集を行います。主務官庁の指導及び許可により、事業内容及び時期が変更となる場合があります。内容変更等の場合は、別途ご案内します。

お問合せ先：本公益信託受託予定者

三菱UFJ信託銀行株式会社名古屋法人営業部第3グループ

(担当 今井・鈴木)

〒460-0003 名古屋中区錦3丁目21-24

電話 052-239-5911 FAX 052-239-5915

